

# 意見陳述書

2008年5月9日

熊本地方裁判所民事2部合議係 御中

原告 谷 美 娟 (グ・メイジャン)

- 1 私は、原告の谷美娟です。2006年の1月まで、中国の縫製工場で働いていました。日本で働きたいと思って、中国の派遣会社に4万元を払い、日本に来ました。4万元は、日本円で70万円くらいです。中国での私の給料は月に1000元くらいだったので、3年以上になります。このお金は、親戚と親の友人に借りました。また、私が契約に違反したら、保証人になってくれたところが15万元も払わないといけません。
- 2 2006年の4月、私は、フェリーで下関に着きました。到着すると、すぐに●●社長からパスポートと印鑑を取りあげられました。そして、社長の車で、天草の工場に連れて行かれ、その日の夕方6時から夜の9時まで仕事をさせられました。私は、長時間の移動でとても疲れていたのですが、断ることはできませんでした。
- 3 私の仕事は、女性用下着の縫製です。スキルでの仕事は、本当に酷いものでした。中国で●●社長から面接を受けたときには、働くのは午前8時半から午後5時半までと聞いていたのですが、実際には夜10時頃まで、遅いときには午前3時まで働かされました。厳しいノルマが終わらないと、残業代も出ませんでした。社長が怖い顔で、テーブルを叩きながら、「ノルマは多くない」「バカ」などと怒鳴るので、仕事をやめることはできませんでした。

休みは、月に1回くらいで、決まった日というわけではありませんでした。休みの日だからといって、自由に外出することもできませんでした。

4 これほど休みなく長時間働いても、給料は月に6万円くらいしかもらっていません。残業代は時給300円しか出ません。社長には「バカだから給料が安い」などとよく言われました。

給料は、銀行の通帳に入るようになっていて、貯金をさせられていました。この通帳は、来日してすぐ、金子社長に銀行に連れて行かれて作らされたもので、私の印鑑と一緒に社長がずっと管理していました。そして、社長は、この通帳と印鑑を使って、私の給料を使い込んでいたのです。多いときには25万円も使われました。

5 私たちの寮は、一部屋に12人でした。仕事から寮にもどると、次の日の昼食を作らないといけませんでした。お風呂は一人用です。12人で交代で入っていました。私たちは、ゆっくり眠ることもできず、仕事の疲れがたまって、とても辛かったです。

6 去年の8月には、実習生の3人が倒れました。

耳から縫製作業の機械の音が離れないで、眠れなくなった人もいました。

寮を逃げだす人もいました。私も逃げ出したかったのですが、派遣会社に支払うためにした借金を返せなくなるので、逃げることはできませんでした。大きな借金をかかえたまま中国に帰されるのが一番恐ろしいのです。

7 協同組合の人や理事長からは、

「仕事をしたくないなら、中国に帰ってください」

「あなたたちが帰っても、すぐ別の中国人が来る」

「あなたたちの要求が、日本人と同じなら、中国人を使う必要なかったじゃない」

などと言われ、とてもショックを受けました。私たちは、日本人よりも安い給料で、長い時間働かせるために、中国から雇われたのです。スキルや協同組合は、私たちの尊厳を踏みにじています。絶対に許せません。

8 私たちが労働組合に入ってから交渉でも、協同組合は少しのお金を示すだけ

で、帰国しろと言うばかりでした。

JITCOや福岡の入管に、協同組合を指導してくれるよう、お願いにも行きましたが、何もしてくれませんでした。

私たちは、もう、裁判所に訴えるしかありませんでした。とてもひどい目にあいながらも、一生懸命働いてきました。その分の給料は絶対に払ってもらわないといけませんし、私たちを苦しめたことをつぐないもしてもらわないといけません。

- 9 私たちは、希望をもって日本に来たのに、こんなに辛い目にあわせられるとは思っていませんでした。裁判官の方々には、だまされて日本に来て、機械のように働かされていた私たちの被害を、是非分かってもらいたいと思います。

以上